

手続きチェックシート

転出

(釧路市→他市町村)

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

- ・ 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- ・ 国外に転出される方でお持ちの方は
マイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

住み始めてから14日以内に、
「転出証明書またはマイナンバーカード」を
持参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、資格証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 資格確認書
- ・ 年金手帳
- ・ 顔写真付きの社員証
- ・ 介護保険証
- ・ 学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

転出

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

受付窓口欄に ☐ マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・ 手続済
--	-----	----	-------	------	------------

住 所
戸 籍

マイナンバーカードをお持ちの方

転出先でマイナンバーカードの住所変更が必要となります

転出先の市区町村

保 険

国民健康保険に加入している方

- ・ 資格確認書の返却
- ・ 各種認定証の返却

☐

- ・ 資格確認書
- ・ 限度額適用認定証
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証など

防災庁舎2階 9番窓口
国民健康保険課

→修学のために転出する方

- ・ 転出先で引き続き釧路市国民健康保険の資格を継続する手続き

☐

- ・ 在学証明書

→住所地特例に該当する施設に
転出する方

☐

- ・ 在所(在園)証明書

阿寒湖温泉支所
行政センター市民課

75歳以上の方
または65歳以上で後期高齢者医療制度に
加入している方

- ・ 資格確認書または資格情報のお知らせの返却
- ※ 転出日が未来日の場合は、転出先で資格確認書等を返却してください

☐

- ・ 資格確認書または資格情報のお知らせ

防災庁舎2階 11番窓口
医療年金課

→北海道外へ転出する方

- ・ 負担区分等証明書の受取
- ※ 転出先へ提出してください

☐

年 金

海外へ出国する方

→厚生年金に加入していない
20歳から64歳までの方

- ・ 国民年金被保険者資格喪失届
- ・ 国民年金任意加入のご案内

☐

- ※ 受付窓口でご相談ください

防災庁舎2階 10番窓口
医療年金課

→年金生活者支援給付金または
20歳前からの障害による
障害基礎年金を受給している方

- ・ 支給停止(不支給)事由該当届

☐

- ・ 年金証書の写し

阿寒湖温泉支所
行政センター市民課

介 護

介護保険証をお持ちの方

- ・ 介護保険証の返却

☐

- ・ 介護保険証

防災庁舎3階 24番窓口
介護高齢課

要介護認定を受けていた方

- ・ 介護保険受給資格証明書の受取
- ※ 転出先へ提出してください

☐

行政センター保健福祉課

障がい

重度心身障がい者の医療費受給資格を
お持ちの方

- ・ 受給資格喪失または変更の届出

☐

- (お持ちの方)
- ・ 重度心身障がい者医療費受給者証

防災庁舎2階 11番窓口
医療年金課

阿寒湖温泉支所
行政センター市民課

こども

小学校・中学校・義務教育学校に通う お子さんがいる方	・ 転校手続き	☐	※ 学校から、「在学証明書」と 「教科用図書給与証明書」を受領し 転出先へ提出してください	これまで通っていた学校	
児童手当を受給している方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・ 資格消滅届または別居監護の申立 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給され る場合、勤務先での手続きとなります ※ 転出先での新規申請は、転出予定日 の翌日から数えて15日以内に 手続きしてください  詳細はこちら→	☐	※ 子が転出し別居となるときは、 子のマイナンバーがわかるもの	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	・ 子ども医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
妊娠中の方	釧路市の妊婦一般健康診査受診票等は使えなくなるので、転出先で手続きしてください			防災庁舎4階 健康推進課	
保育園・認定こども園・幼稚園などに 入園しているお子さんがいる方	・ 退所手続き	☐		防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課	
こども誰でも通園制度(乳児等支援給付)の 認定を受けているお子さんがいる方	・ 認定消滅手続き	☐			
ひとり親家庭等に該当している方					
→児童扶養手当の受給資格がある方	・ 住所変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
→ひとり親家庭等受給者証を お持ちの方	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
特別児童扶養手当を受給している方	・ 住所変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	

税・
料金

上下水道の使用をやめる方	・ 使用中止の届出	☐	電話またはインターネットで 手続きができます ※ インターネットの方はこちら→ 	上下水道料金お客様 サービスセンター 0154-43-2161 行政センター阿寒・音別上下水道課	
原動機付自転車・小型特殊自動車を 所有している方	・ 軽自動車税の申告(廃車)	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 1番窓口 市民税課 行政センター市民課	
釧路市に土地や家屋をお持ちの方	・ 納税管理人のご相談 ※ 海外に転出される方は必ずお申し出 ください	☐		本庁舎1階 3番窓口 資産税課 行政センター市民課	
税・保険料の納付に関する相談がある方	・ 口座振替の届出(新規・変更・解約) ・ 納付相談	☐	(口座振替の届出をされる方) ・ 預金通帳 ・ 通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 口座振替の届出のみ 行政センター市民課	

